

重要性の原則に関する一考察

倉 田 三 郎

目 次

はじめに

- 1 重要性の原則の意義と目的
- 2 「重要性の原則」の位置づけ
- 3 重要性の原則の適用
- 4 重要性の原則における金額の重要性
- 5 重要性の原則における科目の重要性

おわりに

は じ め に

財務会計の従うべき基準とされる「一般に認められた会計原則」は、その前文にも見られるように、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」である。その要約したものは、「真実性の原則」や「正規の簿記の原則」から、「单一性の原則」に至るまでの七つの原則であるが、ここで考えてみようとする「重要性の原則」は七つの原則のなかに取り上げられていない。つまり、この「重要性の原則」は、「正規の簿記の原則」と「明瞭性の原則」の「注解」において取り上げられているにすぎないのである。

しかし、われわれの日常生活の慣習においては、例えば消費税の金額計算や、新聞や雑誌等における各種の数値の発表等に見られるように、「重要性の原則」

は、支配的であり、かなり大きなウエイトを占めている。いま使用した「等」自体が「重要性」の判断の適用であると言えよう。話はいささかそれるけれども、思い起こせば前田繁一教授との長年の過去の交友（遊）関係においても、「重要性」についての判断が大きなウエイトを占めていて、それが二人の友情の基礎になっていたようにも思われる。

そのような意味においても、「重要性の原則」は他の七つの一般原則よりも極めて「慣習」の度合いが強いように思われる所以である。それにも関わらず、「重要性の原則」は、「慣習」を要約したといわれる「企業会計原則」の中に取り上げられていない。不思議な感がするのである。

このような不思議な感がこの小稿を書かしめるに至った動機の一つになっている。そして、この際、「重要性の原則」について考えてみると、他の一般原則をよりよく理解する上においても貴重であり、有用ではないかということも本稿執筆の動機の一つになっていると言えよう。

否、これらの動機に加えて、もっと重要な動機は、前田繁一教授との長年の交友（遊）関係の基礎をなしていた「重要性」の判断について、前田教授へ長年のご交誼についての感謝の意をこめて、財務会計論の立場から回答しようと思ったことであった、と言うことも付言させて戴こう。

1 重要性の原則の意義と目的

重要性の原則の意義と目的は、「企業会計原則」の一般原則二「正規の簿記の原則」、一般原則四「明瞭性の原則」および貸借対照表原則・「貸借対照表の本質」の「注解1」の文言から察知されるところである。その文言は次のとおりである。

「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるか

ら、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される」。

この文言における特徴的な点は、「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる」という文言に見られるところである。換言すれば、重要性の高いものは当然として、常識的に考えられる通常のものについては本来の厳密な会計処理による求めているが、重要性の乏しいものについては他の簡便な方法によることを認めようとするのである。

ここで問題になる点は、次の二点である。第一点は、会計行為に照らしてみて、重要性の高いものとか、常識的に考えられる通常のものとか、あるいは、重要性の乏しいものとはなにか、ということである。第二点は簡便な方法とはどのような方法なのか、ということである。

上の第一の問題について考えてみよう。会計行為は、企業が所有している財貨に変動をもたらす経済事象（取引）の「認識」から始まって、認識されたその経済事象についての「記録」・「計算」・「報告ないし伝達」（表示）という一連のプロセスを含んでいる。本来ならば、企業人もしくは会計担当者たちは、その全プロセスにおいて、重要性が乏しいか否かの判断を行っているものと考えられるのである。

しかし、ここで注意しなければならない点は、企業が所有している財貨に変動をもたらす経済事象（取引）の「認識」については重要性の判断を行使すべきではないということである。けだし、経済事象（取引）の「認識」についても重要性の判断が行われるならば、取引が記帳されないという事態が発生する虞れがあるからである。例えば、俗に言う「売上除外」とか、「仕入除外」のごときが行われて、売上や仕入等の重要な取引が記録されないという虞れがあるのである。あるいはまた、昨年、企業倒産の原因の一つとなった山一証券の「簿外債務」の存在などは取引を「認識」しても帳簿に「記録」しなかったと

いう意味において悪質と評されよう。換言すれば「記録」しなかったということは「認識」さえしなかったということにも連なるのである。それはまさに「正規の簿記の原則」に反することなのである。従って、「重要性」についての判断は、取引を「認識」した上で「限定的に行われるべきである」というのが筆者の考え方であって、「限定的」と言う意味は経済事象(取引)の「記録」・「計算」・「報告」のそれぞれの次元においてのみ行使されるべきであろう。これが上で指摘した第一の問題点に関係することである。すなわち、それぞれの次元においてのその判断の行使が容認されるのも、「記録・計算・報告(表示)の経済性」に基づく考え方の適用であると考えられるからである。なお、ここに「経済性」という言葉の意味はごく日常的な意味で使用される「犠牲と効果」といった考え方の応用であって、上で指摘した第二の問題点の「簡便な方法」はこの「経済性」もしくは「犠牲と効果」という考え方を求められるのである。

このように会計行為を限定して、記録・計算・報告のそれぞれの次元における「重要性の原則」の適用を考えるとき、これらの次元における経済事象についての「金額」と「勘定科目」の二面に焦点を絞らざるをえなくなってくるのである。もっとも、「金額」と「勘定科目」という二面性は簿記・会計領域における固有の特徴である。すなわち、行われた取引についていかなる「勘定科目」を使用し、いかなる「金額」をつけるかは簿記・会計の固有の仕事ないし関心事なのである。

のことから、以下において「金額の重要性」と「科目の重要性」との二つの問題にわけて述べようと思うが、それに先立ち、次の2において「重要性の原則」の企業会計原則・一般原則における位置づけについて考察し、その後、3において「重要性の原則」の適用例を検討しよう。そのような考察の後、4と5において「金額の重要性」と「科目の重要性」についてみることにしたい。

2 「重要性の原則」の位置づけ

わが国の「企業会計原則」の一般原則のなかには、「重要性の原則」は、昭和24年における「企業会計原則」の制定以来、独立して掲げられることはなかった。しかし、昭和49年における「企業会計原則」の一部修正に際して、一般原則二「正規の簿記の原則」、一般原則四「明瞭性の原則」および貸借対照表原則・「貸借対照表の本質」の「注解1」として登場し、こんにちに至っている。その文言は上の1で見た通りである。

アメリカでは、会計学の古典的名著と評されている1939年のギルマンの「Accounting Concepts of Profit」のなかでは、「重要性の原則」は、「保守主義」、「開示」、「継続性」とならんで、一般原則に相当するドクトリンと呼ばれていて、少なくとも、日本の「注解1」的な次元での思考ないしその取り扱いではないように思われる。また、アメリカ会計学会の1957年版会計原則においても重要性の原則は開示基準(standards of disclosure)の一つとして指示されている。

換言すれば、1939年にギルマンが指摘した「保守主義」、「開示」、「継続性」は、わが国「企業会計原則」の一般原則の中に位置づけられている。何故に「重要性の原則」のみが「注解1」において取り扱われるようになったのであろうか。問題の所在を感じるところもある。

このような日本の「企業会計原則」とギルマンの文献にみられる「重要性の原則」に対する考え方の相違に注目して、中村忠教授は、「新訂 現代会計学」の「第7章 財務諸表」の第2節において、「正規の簿記の原則に重要性の原則を含めることが是が非かは問題である。含めないで重要性の原則を一般原則の一つとして独立に掲げることも可能である。そうすれば表示における重要性の原則を、「注解」1のように明瞭性の原則に含めないですむ」と指摘されるのである。

また、武田隆二教授は、「会計学一般教程」(第2版)の「第4章 一般原則

の内容」の中で、1の「一般原則の性格」について先ず説明し、2の「真実性の原則」から8の「单一性の原則」までの七つの一般原則について述べた後で、9として「重要性の原則」を掲示し、武田教授の解釈が示されている。この体系をみると、「重要性の原則」は一般原則にまで昇華したようにも思われる。しかし、武田教授は、教授の上記の書物が会計学の教科書として書かれていることを配慮されて、「重要性の原則」と一般原則との関係についてまでは踏み込んで述べられてはいない。

しかし、われわれは、将来、企業会計原則を改訂しなければならないときには(そして、その改訂の時期はまもなく来ると思われるが)，いま一度、重要性の原則について、「一般原則」の中に組み入れるのか、あるいは、「注解」のままにして置くのか考慮してみることが必要であるように感得するのである。その考慮のためにも重要性の原則が適用される具体例をみておくことが必要であるように思われる所以である。

3 重要性の原則の適用

「企業会計原則」のうち「正規の簿記の原則」の「注解1」によれば、重要性の原則の適用例として、五つの事例が掲示されている。この五つの事例は上の1で問題にした「簡便な方法」の具体的適用であると考えられる。参考のために以下に示すことにしよう。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。

- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費等の付隨費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる。

以上の五つの事例は、「正規の簿記の原則」に基づく「重要性の原則」の適用例であるが、「重要性の原則」の判断は、一般原則の四の「明瞭性の原則」および一般原則の五の「継続性の原則」にも大きく関係しているのである。それは「明瞭性の原則」の「注解1-2」と「注解1-3」および「継続性の原則」の「注解1-2」に見られるところである。

いま「注解1-2」は、「重要な会計方針の開示について」というタイトルで、「明瞭性の原則」と「継続性の原則」の両者に関係しており、「重要性の原則」の開示面に関する適用例と思われる。すなわち、「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない」として、会計方針の適用例が以下のように七項目掲示されている。

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法
- ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- ヘ 引当金の計上基準
- ト 費用・収益の計上基準

この七項目に引き続いて、「注解1-3」が「重要な後発事象の開示について」というタイトルで次の五つの後発事象の例が示されている。

- イ 火災、出水等による重大な損害の発生
- ロ 多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還

- ハ 会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲受
- ニ 重要な係争事件の発生又は解決
- ホ 主要な取引先の倒産

以上「注1-2」における「重要な会計方針の開示」の例ならびに「注1-3」に見られる「重要な後発事象の開示」の諸例は「重要性の原則」の適用例と考えてもよいであろう。

それにしてもこのような「注1-2」や「注1-3」の具体例の多さを見るとき、そして、今後このような具体例が多くなるであろうことが予測できるとき、「重要性の原則」は、「注解」のレベルではなく、一般原則のなかに取り上げることが必要になるのではあるまいか。

4 重要性の原則における金額の重要性

重要性の原則は、もともと、会計処理の計算面と表示面の両面にわたってその経済性ないし簡便性をはかるとともに、財務諸表の明瞭性を高めることを要請する原則であり、その財務諸表が「金額」と「科目」によって構成されていくことから、重要性の判断は、通常、量としての「金額」と質ないし内容としての「科目」の両面において行われるものといえる。

ここで問題にされている金額の重要性とは、ある種の科目の金額が相対的に重要と思われるものについては、独立の勘定科目で処理あるいは表示することであって、相対的に重要性の乏しいものについては他の勘定科目と一括して処理あるいは表示することになるのである。

この金額の重要性についての判断は、当然、個々の企業の諸条件によって異なるが、例えば、わが国の財務諸表規則や財務諸表規則取扱要領には、資産、負債、収益および費用に関する重要性の判断についてのガイドラインが示されている。

例えば財務諸表規則の第17条には、流動資産に属する項目の区分表示が行わ

れているが、次のような「ただし書き」がみられる。「ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない」と。

このようにして流動資産については百分の一が基準になっているようである。

また、収益および費用についても百分の十あるいは百分の二十が基準になっている。例えば、規則 72 条の 3 項によれば、次のような文言がみられる。「第一項の売上高のうち、半製品、副産物、作業くず等の売上高又は加工料収入等の役務収益で、その金額が売上高の総額の百分の十を超えるものについては、当該売上高又は収益を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない」とあって、この場合、百分の十が基準になっている。

しかし、第 73 条によれば、「割賦販売による売上高が売上高の総額の百分の二十をこえる場合には、当該名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない」とあって、割賦販売の重要性についての判断は百分の二十が基準になっている。

また、費用についても、当然、これらの数値による重要性の判断基準が示されている。例えば、第 93 条の営業外費用の表示方法についてみると、次のような「ただし書き」が見られる。「ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる」と。あるいは、第 94 条によれば、「営業外費用に属する関係会社との取引により発生した費用で、その金額が営業外費用の総額の百分の十を超えるものについては、その金額を注記しなければならない」。

上の第 93 条は「できる」といった表現での重要性の判断であり、第 94 条は、「しなければならない」といった表現においての重要性の判断なのである。このような相違があることも「重要性の原則」の特徴でもあるといえよう。

以上のように収益および費用についても百分の十あるいは百分の二十の基準が財務諸表規則の各所に見られるのであって、ここでは、例示的に「規則」の条文を引用し、その基準を見ることによって、「重要性の原則」の本質を理解しようと努めた次第である。それは「経済性」というか「犠牲と効果」を実務的に応用・展開しようとする考え方であって、このような考え方方が上の1で問題にしたところの「簡便な方法」なのである。

5 重要性の原則における科目の重要性

重要性の原則における科目の重要性は、結論的にいえば、正規の簿記の原則および明瞭性の原則の質的ならびに内容的重要性を高める原則なのである。

例えば、ある種の取引が発生して、その取引内容が財務諸表を読む人をして、当惑ないし不明確に陥れたり、あるいは、不正をまねく虞れが高いような場合には、その当惑ないし不明確さを避け、その虞れを回避するように配慮して、その取引内容を明瞭にかつ誰でも分かるような科目で報告ないし表示しようとする原則なのである。

筆者は、かつて33年前の、まだ20代の若かりし頃、実務界の人を対象に簿記の講義をしていたとき、ある社長が手を挙げて、次のような質問をしてきた。「先生、先日、私の会社では泥棒対策のために、かなり高価な、大きな犬を買いました。勘定科目は何を使ったら良いのですか」と。「犬勘定」など使うわけにはいかないので、その場で適切な回答をして、帰宅後、税法等の本を読み、回答が間違いないことを知り、ホッとしたことがあった。

これなども科目の重要性原則の例であろうと思われる。このような例は実務の多様性を思い起こすとき、それこそ枚挙にいとまがないほどである。このような枚挙にいとまがないほどの実務の多様性を統一し、可能な限り、経済的取引の実態を明瞭に表示しようとするところの「科目の重要性」の基底にある考え方、「不明瞭な科目で処理し、報告（表示）することによって財務諸表の読

者に誤った判断を与えてはならない」という会計報告というか財務諸表表示の面から由来しているのである。

このように実務が多様であるが故に、財務諸表規則ならびに財務諸表規則取扱要領は「科目の重要性」についての適用例を多く掲示している。例えば、財務諸表規則第32条「投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない」とあって、そこに掲記されている「一 投資有価証券、二 関係会社株式、三 関係会社社債、四 その他の関係会社有価証券、五 出資金、六 関係会社出資金、七 長期貸付金、八 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、九 関係会社長期貸付金、十 破産債権、更正債権その他これらに準ずる債権、十一 長期前払費用、十二 その他」などは科目の重要性の原則の適用例であろうと思われる。

なお、中村忠教授は、「一般には科目が重要であっても金額が重要でないときは独立の科目で処理または表示しなくてもよいとされているので、金額の重要性のほうが優先すると考えてよい」と述べておられるが、この意見は、「金額の重要性」と「科目の重要性」との両面を考えるとき、貴重な意見と思われる。

また引き続き、中村忠教授は、「重要性の原則の作用する段階からみると、会計処理における重要性よりも表示における重要性のほうが、ウエイトは大きいといえる」と述べられ、その理由として、「会計処理においては精密であっても、財務諸表を作成する段階で重要性の原則により科目の要約が行われるからである」とされている。この意見も「科目の重要性」について考えるとき、貴重な意見として評価したい。

おわりに

「重要性の原則」は、われわれの日常生活においても、その行動様式や考え方方に大きな影響力を持っており、まさに「慣習」化されている。前田教授との

交友（遊）関係においても「重要性の原則」は「慣習」化されていたようにも思われる。

企業会計原則が企業の実務の「慣習」を要約したものであれば、「重要性の原則」は、当然、企業会計原則の一般原則のなかに組み込まれるべきものと考えられる。それは、明瞭性の原則や保守主義の原則よりも、企業実務の「慣習」化の度合いは、これらの原則に匹敵するか、あるいはこれらの原則よりもっと強いものと思われるからである。

その度合いの強さを見るために、「重要性の原則」の適用例を検討したり、「金額の重要性」や「科目の重要性」についても検討した次第である。

企業会計原則の改訂は、諸般の状況から判断して、当然、予想されることである。予想されるその改訂を控え、ここにあえて改めて、「重要性の原則」について考察することは意味のあることであるといえるのではあるまいか。